

- 本年6月の福島特措法改正による特定帰還居住区域の整備や復興の進捗等を踏まえ、政府において「福島復興再生基本方針」を改定予定。改定に当たり、福島特措法の規定に基づき、福島県知事の意見を求められているもの。
- 市町村の意見も踏まえ、特定帰還居住区域について住民の帰還に関する意向を丁寧に把握した上で早期の避難指示解除に向け責任を持って取り組むことや、第2期復興・創生期間後においても十分な財源をしっかりと確保することなどについて、意見を提出することとする。

福島復興再生基本方針（案）の構成

第1部 原子力災害からの福島の復興及び再生

第1 原子力災害からの福島の復興及び再生の意義及び目標に関する事項

第2 福島復興再生計画の認定に関する基本的な事項

第2部 避難指示・解除区域の復興及び再生

第3 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第4 特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第5 特定復興再生拠点区域復興再生計画及び特定帰還居住区域復興再生計画の認定に関する基本的な事項

第3部 福島全域の復興及び再生

第6 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第7 原子力災害からの産業の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第8 新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第9 関連する東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策との連携に関する基本的な事項

第10 その他福島の復興及び再生に関する基本的な事項

県知事意見（案）の概要

1 本方針に基づく施策の実施に必要な予算の確保

⇒ 被災者支援、避難指示が解除された地域等における生活環境の整備・新たな活力の呼び込み、特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の整備、両区域外の避難指示解除に向けた取組、福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業の育成・集積、風評の払拭等の着実な推進、第2期復興・創生期間における財源フレームの必要に応じた見直し、第2期復興・創生期間後における十分な財源の確保 等

2 避難指示・解除区域の復興及び再生

⇒ 福島12市町村の将来像の具現化、営農再開の加速化、担い手不足に対応する人材の確保・育成、ALPS処理水の処分に関する行動計画に基づく政府一丸となった対応、避難者の円滑な帰還・生活再建、被災者の心身のケア、除去土壌等の2045年までの県外最終処分に向けた国民の理解を深めるための取組や最終処分地の選定方法等の具体的な方針等の明示、被災地における移住等の促進等、特定帰還居住区域の早期の避難指示解除、帰還困難区域全ての避難指示解除 等

3 福島全域での安心して暮らすことのできる生活環境の実現

⇒ 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進、県民健康調査の実施、農林水産物等の放射性物質の検査等の推進、教育機会の確保、環境の回復・創造のための調査・研究の推進、除染後のフォローアップ 等

4 福島イノベーション・コースト構想の推進等

⇒ イノベ構想の実現に向けた取組の推進、新産業創出等研究開発基本計画に基づく研究開発等と福島復興再生計画に基づく取組との確実な連携、福島国際研究教育機構の長期・安定的な運営に向けた総合的かつ安定的な支援・施設整備の可能な限りの前倒し、「福島新エネ社会構想」に基づく取組の推進 等

5 その他福島の復興及び再生を推進するための措置

⇒ 廃炉と汚染水・処理水対策の前面に立った対応、ALPS処理水に関する正確で分かりやすい情報や科学的な事実に基づく情報の発信・万全な風評対策及び水産業に対する総合的かつ強力な対策・風評被害が発生した場合の責任ある対応、鳥獣被害対策の実施、根強く残る風評の払拭に向けた継続的な取組、追悼・祈念施設の整備、自治体職員等の確保支援、第2期復興・創生期間以降の継続的な取組 等



【参考】福島復興再生特別措置法（抄）

（福島復興再生基本方針の策定等）

第五条 政府は、第二条に規定する基本理念にのっとり、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針（以下「福島復興再生基本方針」という。）を定めなければならない。

2 福島復興再生基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 原子力災害からの福島の復興及び再生の意義及び目標に関する事項

二 第七条第一項に規定する福島復興再生計画の同条第十四項の認定に関する基本的な事項

三 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

四 特定復興再生拠点区域（第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域をいう。第七条第二項第三号及び第四項において同じ。）の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

五 第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画の同条第六項の認定に関する基本的な事項

六 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

七 原子力災害からの産業の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

八 新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

九 関連する東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及び原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策との連携に関する基本的な事項

十 前各号に掲げるもののほか、福島の復興及び再生に関する基本的な事項

3 福島復興再生基本方針は、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第三条第一項に規定する復興特別区域基本方針との調和が保たれたものでなければならない。

4 内閣総理大臣は、福島県知事の意見を聴いて、福島復興再生基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 福島県知事は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かななければならない。

6 内閣総理大臣は、第四項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、福島復興再生基本方針を公表しなければならない。

7 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、福島復興再生基本方針を速やかに変更しなければならない。

8 第三項から第六項までの規定は、前項の規定による福島復興再生基本方針の変更について準用する。